



# 鳥取県公報

平成 29 年 9 月 15 日 (金)  
第 8 9 3 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (599) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (600) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (601) (〃) . . . . . 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (17) . . . . . 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 3
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 3
	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (〃) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) . . . . . 7
	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 10
◇ 雑 報	環境影響評価方法書の縦覧 (環境立県推進課) . . . . . 13
	環境影響評価方法書説明会の開催 (〃) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第599号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸53-2	平成29年8月1日

## 鳥取県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業者等を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸53-2	平成29年7月31日

## 鳥取県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
久保川 淳	鳥根県出雲市渡橋町1102-1	平成29年8月1日

# 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第17号

平成29年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年9月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年9月22日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 選挙の同時施行について
  - (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年9月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
 

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

  - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成29年10月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間 3時間
  - (2) 講習課目
    - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
    - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
 

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 3,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年9月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年10月16日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	5人
平成29年10月30日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年10月17日 午前10時から午後 4時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成29年10月24日 午前10時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
平成29年10月31日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地为管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国  
家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年9月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 1級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成29年12月14日（木）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成30年1月22日（月）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 施設警備業務の管理に関すること。
    - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 施設警備業務の管理に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間  
平成29年11月13日（月）から同月17日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地为管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
  - (4) 6 の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
  - (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
  - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
  - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 29 年 9 月 15 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 2 級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成 29 年 12 月 14 日（木）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
  - (2) 実技試験  
平成 30 年 1 月 23 日（火）午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30 名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成 29 年 11 月 13 日（月）から同月 17 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

#### 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

#### 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

#### 11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 調達内容

- (1) 調達業務の名称及び数量

IBMノーツクライアントライセンス保守プログラム調達業務 一式

- (2) 調達業務の仕様

入札説明書による。

- (3) 業務期間

契約締結日から平成34年4月30日まで

- (4) 納入場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部情報政策課

- (5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

#### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が、事務用機器のパソコン類であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成29年10月2日(月)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課地域・行政情報化担当

電話 0857-26-7614

電子メール [jouhou@pref.tottori.lg.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書等の交付方法

平成29年9月15日(金)から同年10月13日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成29年9月15日(金)から同年10月13日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成29年10月27日(金)午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(木)午後5時とする。

##### イ 場所



〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階元気づくり総本部・総務部会議室

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札は、紙入札により行うこと。
- (2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に平成29年10月13日(金)午後5時までに提出しなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : A suite of software to be purchased

(2) October 13, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 27, 2017 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(October 26, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi Tottori 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7614

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月15日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県立中央病院無影灯・シーリングペンダントほか医療機器 一式

### (2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

### (3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

### (4) 納入期限

入札説明書による。ただし、鳥取県立中央病院建替整備工事の工程によって変更となる場合がある。

### (5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める書類等を入札書とともに提出しなければならない。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29年9月15日（金）から同年11月16日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成29年9月15日（金）から同年11月16日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年10月2日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。

(6) 過去3年間（平成26年4月1日から平成29年3月31日までをいう。以下同じ。）における病院（医療法

(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)との医療機器の売買契約の契約金額の合計が3億円以上である実績があること。

- (7) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理及びその他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室

電話 0857-26-2271 (内線2885)

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

平成29年9月15日(金)から同年10月24日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。

#### ア 交付期間及び時間

平成29年9月15日(金)から同年10月24日(火)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

#### イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(5)に定める日の前日の午後5時までに、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時、場所等

#### ア 日時

平成29年11月16日(木)午後4時

#### イ 場所

鳥取市江津730

鳥取県立中央病院大会議室

#### ウ 提出書類

(ア) 入札書(封書にすること。) 1通

(イ) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加資格確認申請書を4の(1)の場所に平成29年10月18日(水)の午後4時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

(3) 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Surgical Light, Ceiling Supply Unit and other medical equipments, 1 Set

(2) Time limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 4 :00 PM, 18 October, 2017

(3) Time limit of the submission of tenders : 4 :00 PM, 16 November, 2017

Time limit of the submission of tenders by registered mail : 5 :00 PM, 15 November, 2017

(4) Please contact for notice : Construction Promotion Office, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex.2885

---

## 雑 報

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、環境影響評価法施行規則（平成 10 年総理府令第 37 号）第 1 条の 6 第 2 号の規定に基づき次のとおり公告し、当該方法書を縦覧に供する。

平成 29 年 9 月 15 日

自然電力株式会社代表取締役 磯 野 謙

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 事業者の名称 自然電力株式会社
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役 磯野 謙
  - (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目 1 - 6
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業
  - (2) 種類 風力発電
  - (3) 規模 最大出力 4 万キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
鳥取市青谷町及び同市気高町
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
鳥取市青谷町、同市気高町及び同市鹿野町
- 5 方法書の縦覧場所等
  - (1) 縦覧場所  
鳥取県生活環境部環境立県推進課（鳥取市東町一丁目 220）  
鳥取県東部生活環境事務所（鳥取市立川町六丁目 176）  
鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町 116）  
鳥取市青谷町総合支所（鳥取市青谷町青谷 667）  
鳥取市気高町総合支所（鳥取市気高町浜村 282 - 1）  
鳥取市鹿野町総合支所（鳥取市鹿野町鹿野 1517）
  - (2) 縦覧期間及び縦覧時間  
平成 29 年 9 月 15 日（金）から同年 10 月 16 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
  - (3) その他  
縦覧期間中は、ホームページ（<http://www.shizenenergy.net/news-asses.html>）で閲覧することができる。
- 6 意見書の提出  
方法書について環境の保全の見地から意見があるときは、書面に住所、氏名及び意見（意見の理由を含む。）を記入の上、平成 29 年 10 月 30 日（月）までに 7 の問合せ先に郵送（当日消印有効）すること。
- 7 問合せ先  
〒810-0062 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目 1 - 6  
自然電力株式会社 担当 鷲見  
電話 092-753-9834

---

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、（仮称）鳥取市青谷町風力発電事業に係る環境影響評価方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催するので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 9 月 15 日

自然電力株式会社代表取締役 磯 野 謙

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 事業者の名称 自然電力株式会社
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役 磯野 謙
  - (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目 1 - 6
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業
  - (2) 種類 風力発電
  - (3) 規模 最大出力 4 万キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
鳥取市青谷町及び同市気高町
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
鳥取市青谷町、同市気高町及び同市鹿野町
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
  - (1) 平成29年9月29日(金) 午後7時から 気高コミュニティセンター(鳥取市気高町浜村11-1)
  - (2) 平成29年9月30日(土) 午後2時から 鳥取市鹿野町総合支所(鳥取市鹿野町鹿野1517)
  - (3) 平成29年9月30日(土) 午後7時から 鳥取市青谷町総合支所(鳥取市青谷町青谷667)
- 6 問合せ先  
〒810-0062 福岡県福岡市中央区荒戸一丁目 1 - 6  
自然電力株式会社 担当 鷺見  
電話 092-753-9834